

## 新築家屋の 固定資産税を軽減します



### ◆軽減率

新築家屋に係る固定資産税額を2分の1に減額

※ただし、軽減の対象は居住部分について1戸当たり床面積120㎡までとなります。

### ◆軽減の期間

・一般の住宅⇨新築後3年度分  
・3階建以上の中高層耐火住宅⇨新築後5年度分

令和4年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件を全て満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

### ◆対象要件

- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ②居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること（共同住宅の場合は、1戸につき40㎡以上280㎡以下）
- ③玄関・台所・トイレ・居室等があり、居住の要件を備えていること

### ◆その他

一定の要件を備えた改修工事（住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事）を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

### 問合せ

### 資産税課（2階）

☎(20)1579、FAX(20)1609

# 市長が行く

## コロナ禍の中で



茂原市長 田中豊彦



中国の武漢で発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に全世界に感染を広げ、数カ月たった今でもさらに広がりを見せています。いち早くロックダウン（都市封鎖）をし、諸外国との交流をシャットダウンしたニュージーランドでは、以前のようないかなる経済活動に移行しつつあるようですが、南米のブラジルやアフリカ諸国では、今もなお感染は拡大しており、日本も緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断を許さない状況と感じています。

しかし、このような状況下においても、私たちは生活をし、生きていかななくてはなりません。今できることの中で、市民の皆さんの生活に寄り添いながら、また助け合いながら、行政として何ができるかを日々模索しております。

これまでに、茂原市独自で飲食店への給付（約700軒に10万円）、ひとり親家庭等への3万円給付などを行ってまいりました。国からの要請の1人当たり10万円給付の特別定額給付金に關しましては6月中にほぼ完了する予定です。また、売り上げが50%以上減少している法人や個人事業主に対し、千葉県中小企業再建支援金の上乗せとして10万円を順次給付しております。市の職員も全力で当たっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

親家庭等への3万円給付などを行ってまいりました。国からの要請の1人当たり10万円給付の特別定額給付金に關しましては6月中にほぼ完了する予定です。また、売り上げが50%以上減少している法人や個人事業主に対し、千葉県中小企業再建支援金の上乗せとして10万円を順次給付しております。市の職員も全力で当たっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

他にも、市民活動団体「もばら街育プロジェクト」主催により、市内の飲食店への協力事業として、ドライブスルー形式による弁当販売が中央公民館前で開催され、好評を博したようです。

今後新たに、タクシーを利用した出前の配達事業や医療機関への援助、さらなる子育て支援などを早いうちに実行していきたいと考えております。

医療に關してですが、茂原市では今のところ3人の感染者にとどまっております。PCR検査は長生健康福祉センター（長生保健所）で行っておりますが、4月7日以降感染者は出ておりません。しかし、今後のコロナ第2波に備えての体制づくりも当然考えていかななくてはならず、頭の痛い問題です。

今も一日も早いワクチンや治療薬の開発が望まれます。どんな対策を練ってもそれができるまでは安心することはできないでしょう。それまではとにかく自分を守るということに第一に、できるだけ3密を避け、人と人との距離の確保やマスクの着用、手洗いや消毒の励行など「新しい生活様式」を実践していきましょう。